

いじめ対応に係る概要（いじめ防止対策推進法準拠）

令和8年度 羽生市立川俣小学校

【発見・認知】事象の察知・報告

- アンケート、面談、保護者からの連絡、目撃情報、SNS等からいじめの疑いを察知
- 些細な兆候であっても、一人で抱え込まず、速やかに管理職へ報告
- ✓ 法的義務：学校や教職員は、いじめの防止・早期発見の義務を有する。（第15条・第16条）

【組織的対応】学校いじめ対策組織の招集

- 報告後、可能な限り迅速に「学校いじめ対策組織」（常設のいじめ対策委員会など）を緊急招集。
- メンバー：校長、教頭、主幹教諭、担任、養護教諭
- ✓ 法的義務：いじめへの対応は担任一人で行わず必ず学校が組織として対応する。（第22条）

【事実確認】迅速な実態調査

- 関係児童（被害側・加害側・周囲の目撃者）から個別に聞き取りを行い、事実関係を正確に記録・把握。
- 被害児童の安全確保（心のケア、教室以外の居場所の確保など）を最優先。
- ✓ 法的義務：学校は、いじめの事実に係る調査を速やかに行う義務を有する。（第23条第1項）

【設置者への報告 & 保護者連絡】教育委員会等への報告 & 両保護者への連絡・支援

- 設置者への報告：事実確認の結果を、速やかに羽生市教委（学校設置者）へ報告。
- 被害側保護者への連絡：事実関係を正確に伝え、被害児童への支援方針を説明し、安心感を与える。
- 加害側保護者への連絡：事実を明確に伝え、今後の指導・対応への協力を求める。
- ✓ 法的義務：事実確認の結果を設置者に報告し、双方の保護者に対して必要な連絡・援助を行う必要がある。（第23条第2項・第5項）

【指導・支援・見守り】いじめの解消に向けた継続対応

- 被害児童への支援：徹底的な安全確保、SC等による心理的ケア、学習遅れのフォロー。
- 加害児童への指導：いじめ行為を毅然と禁止し、反省を促す指導を行う。必要に応じて出席停止の措置を設置者に具申、または警察と連携する。（犯罪行為の疑いがある場合）
- 見守りと解消の判断：「いじめ行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2点を満たし、少なくとも3ヶ月は経過観察を継続する。
- ✓ 法的義務：被害者への援助・加害者への指導（第23条第3項・第4項）、懲戒・出席停止措置（第26条）

【重要】重大事態（第28条）の判断基準

以下の疑いがある場合は、直ちに校長が「重大事態」と判断し、学校設置者（羽生市教委）を通じて首長等へ報告、専門組織による詳細な調査を開始すること。

- ① いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺企図、不登校、身体的重傷など）
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日が目安）